

**新座市立陣屋小学校**

**いじめの防止等のための基本的な方針**

**令和7年4月**

**新座市立陣屋小学校**

# 目 次

はじめに	1
1 いじめの未然防止のための取組	1
2 いじめの早期発見への取組	2
3 いじめの早期解決への取組	3
4 いじめの問題に向けての校内組織	3、4
5 「重大事態」の対応について	5
6 インターネットを通じて行われるいじめ対策	5、6

## はじめに

新座市立陣屋小学校では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条の規定に基づき、児童が安心して学校生活を送ることができる学校づくりに努めるとともに、いじめの防止等の対策を教職員が組織一丸となって効果的に推進できるようにするため、「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定するものである。

### 【いじめの定義】

いじめ防止対策推進法第2条に示されているとおり、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 1 いじめの未然防止のための取組

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象として、「いじめを生まない」といういじめの未然防止のために、全校をあげて取り組む。

未然防止の基本として教職員は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる授業づくり、集団づくりに努める。

また、万が一にも教職員の言動により、児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないように指導の在り方に細心の注意を払う。

(1) 教師の姿勢：教師は「平常時の指導の大切さ」を忘れることなく、次の姿勢で指導に臨む。

- ・ いじめを絶対に許さない毅然とした姿勢
- ・ いじめられている児童を守り抜くことが最優先であるという姿勢
- ・ いじめている児童の抱えている問題を取り除く姿勢
- ・ いじめを見て見ぬふりをする傍観者を作らない姿勢

(2) 学級づくり

① 安心して生活できる居場所づくり

- ・ いじめは絶対に許されないものであることを児童にも徹底させる。
- ・ 児童の気持ちを共感的に受け止める。
- ・ 学級のルールを基盤に、公正さを欠かない姿勢をもちつつ、多様性も理解する。
- ・ 児童に、学級で責任を果たすことのできる役割を与える。
- ・ 毎月実施する児童用「学校の生活アンケート」の結果を生かす。

② 児童同士、教員との絆づくり

- ・ 児童に、自己有用感をもたせられるような場面づくりをする。
- ・ 児童に、自分のよさに気付かせるとともに相手のよさにも気付かせ、互いの違いを認めることができるようにする。
- ・ 児童の出すあらゆるサインを見逃さない。普段から声かけをする。
- ・ 欠席した場合には、家庭と連絡を取り、学校とのつながりを保つ。

### (3) 学習指導

- ・各教科において、わかる授業づくり、すべての児童が参加・活躍できる授業づくりを進める。
- ・多様性を認め合う学級風土を醸成することで、排除したり、嘲笑したりすることを防ぎ、楽しく学ぶことができる授業規律を確立する。  
(チャイム着席、授業中の正しい姿勢の継続、発表の仕方や聞き方等も含む。)
- ・教科担任制等により互いの学級の様子を多くの目で見ること、児童の様子の変化に早急に気づくようにする。
- ・公開授業等で授業を見合い、授業改善にあたる。
- ・特別支援教育やインクルーシブ教育の視点も積極的に加味していく。
- ・道徳の時間を要として、生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身に付けさせる。

### (4) 保護者や地域、関係機関とのネットワークづくりのサポート

- ・いじめ・非行防止サポートチームを編成し、学校、保護者、地域、関係諸機関との円滑な連携を図る。
- ・学級(学年)懇談会等を開催し、いじめや問題行動等について情報交換をしたり対策を話し合ったりする。
- ・保護者には、いじめから子どもを守る役割があることを認識してもらうため、意識啓発を図る。例えば、日頃から、小学生にふさわしい頭髪・服装・持ち物で登校させるようにする。特に、携帯電話等のトラブルに係る情報モラルについては、学校と保護者の相互協力が不可欠であることに理解を求める(※携帯電話・スマートフォン等を持たせる場合は、保護者が責任をもって慎重に与え、使用させるようにする。  
★使ってもよい時間や場面を決めたり、人を傷つける使い方をしない等の約束をさせたり、定期的に内容をチェックしたりするなど、トラブルが発生しないようにさせる。

## 2 いじめの早期発見への取組

多様な形で児童の相談に対応できるよう体制を整えるとともに、全教職員による情報共有に努め、情報に基づく速やかで的確な対応を実践する。

早期発見の基本として教職員は、①児童のささいな変化に気づくこと、②気づいた情報を確実に共有すること(5W1H)、③(情報に基づき)速やかに対応することに努める。

- (1) 「新座市いじめの根絶に係る取組」の実施要項に則り、全教職員が以下の取組を実践する。
  - ① 教職員用チェックリストの活用(毎月実施) ※5年後の年度末までの保存
  - ② 児童用学校の生活アンケートの実施(毎月実施) ※5年後の年度末までの保存
  - ③ 保護者用チェックリストの活用(毎学期実施) ※5年後の年度末までの保存
- (2) 子どもと親の相談員、スクールカウンセラーとの連携
- (3) 担任外、養護教諭、特別支援教育支援員、交通指導員等との情報交換
- (4) 新座市教育相談室との連携
- (5) 情報共有の大切さを学ぶ「事例研究」の実施

### 3 いじめの早期解決への取組

いじめを発見した場合や通報を受けた場合は、全教職員の共通理解に基づく共通行動が必要不可欠である。また、保護者の協力や関係専門機関との連携も欠くことができないことから、いじめを認知した場合は、次の取組を実践する。

- (1) いじめ問題担当者を中心にいじめ問題対策委員会を開催し、速やかに当該児童の支援、指導を行う (★一人で解決しようとせず、組織で対応する)。
- (2) 教職員の他にスクールソーシャルワーカー等を活用しながら、当該児童の保護者との連携を図り、学校の取組についての情報を速やかに伝え、適切な支援、相談を行う。
- (3) 他校の児童が関わると思われる場合は、当該校への通報、その他適切な措置をとる。
- (4) いじめに対する措置の結果を市教育委員会へ速やかに報告する。
- (5) 事後においては、経過観察を行い、問題解決の確認をして再発防止に努める。
- (6) 学校は、いじめを行った生徒に対しては、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関等と連携の下、毅然とした態度で指導する。その際、人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うという考えで指導し、その後の経過を見守る。
- (7) いじめが犯罪行為に相当し得る、また、連携して解決にあたる必要があると認められる場合には、警察への相談・通報を行う。また、そのことについて、あらかじめ保護者に対して周知を行う。
- (8) 学校全体で生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。

### 4 いじめの問題に向けての校内組織

いじめ等の対策を実効的に行うための組織として、「陣屋小学校いじめ問題対策委員会」を設置する。(いじめ防止対策推進法 22 条)

#### (1) 構成員

校長の指揮の下、教頭、生徒指導主任、いじめ問題担当者を中心に、教務主任（主幹教諭）、学年主任、教育相談主任、養護教諭等の中から本校の実情により充て、個々の事案に応じて学級担任や子どもと親の相談員、スクールカウンセラー（S C）、等も加えることができるものとする。また、必要に応じて新座市教育相談員や新座市学校カウンセラー、スクールソーシャルワーカー（S S W）等に参加を要請する。

#### (2) 活動内容

- ① 基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や実行、検証、修正
- ② いじめの相談や通報の窓口
- ③ いじめの疑いについての情報や児童の問題行動等に係る情報の収集、記録、共有
- ④ いじめ事案に対する組織的な対応（認知、見守りの解消、継続の判断）
- ⑤ 学校いじめ防止基本方針の見直し

- ⑥ 保護者との連携
- ⑦ 構成員の決定
- ⑧ 重大事態への対応
- ⑨ 上記に掲げるもののほか、いじめ防止等に関する事項

(3) 開催時機

- ① 平常時は定期的を開催する（月1回の生徒指導委員会と同時開催とする）。
- ② 必要に応じて学校サポートチームと連携した会議を開催する。
- ③ いじめ事案が発生した場合は、臨時に開催する。

(4) 組織図及び指導体制

<第1段階> 「報告・連絡・相談の徹底」

**①** 学校・家庭・地域からの情報（毎月のアンケート調査等も含む）



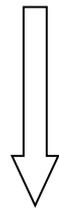
情報を得た教員（1人で対応しないこと！）

**②** 校長・教頭・生徒指導主任・いじめ問題担当者・教務主任・担任・学年主任・専科教諭・養護教諭

（必要に応じて、子どもと親の相談員、SC等）

<第2段階> 「調査による実態把握」  
（詳細な実態把握）

担任、学年主任等を中心に、関係者に事情を聞く。  
被害者と加害者を同席させない。話しやすい場所で聞く。  
加害者が複数の場合には、別々に聞く。  
教員は複数で対応にあたるなど、配慮する。



<第3段階> 「指導方針の決定と対策支援チームの発足」

<指導方針会議>…構成員は②

- ・問題の明確化 「何が問題か。」「なぜ問題か。」
- ・指導方針の決定 「問題解決の終着点や手立てをどのようにするか。」
- ・役割分担 「いつまでに・だれが・何を・どのようにするか。」

<第4段階> 「具体的な指導・支援」←学年会、職員会議、保護者対応（電話・面談等）

<いじめ対策支援チーム>…同学年、生徒指導部、管理職等

- ①被害者直接指導班：事実確認、つらさ共感、不安除去、安全確保等
- ②加害者直接指導班：事実確認、謝罪、同じことを繰り返さない約束させる等  
→両者の言い分を照合させる。しかし、どんな理由でもいじめはしてはならない。いじめは問題の解決にはならない。誰も得をしない。周りの人を悲しませることを理解させる
- ③間接指導班：学級・学年・学校全体へ指導、保護者対応等

<第5段階> 「経過観察」

経過観察（児童・保護者）…いじめがおさまったか、別の形でいじめられていないか、等

<第6段階> 「問題解決・再発防止」

問題解決・再発防止（見守り・見届け）…他の児童がいじめられていないか、等

★記録を残しておくこと（5W1H）

【必要に応じて関係機関との連携を図る】…ネットいじめ・ネットトラブルについても対応

★連絡・相談の窓口は、教頭に一本化する。

- ・教育委員会(教育相談室) ・スクールカウンセラー ・交通指導員 ・放課後児童保育室 ・ココフレンド
- ・朝霞児童相談所 ・民生委員、児童委員 ・新座警察署 ・よい子の電話教育相談(県立総合教育センター)
- ・子ども人権110番 ・子どもスマイルネット ・埼玉県警察少年サポートセンター
- ・けいさつ総合相談センター ・家庭裁判所 等

## 5 「重大事態」の対応について

いじめ問題への対応については、日頃から市教育委員会との連携を密にする。特に、「重大事態」に至った場合は、学校だけで判断することなく、直ちに市教育委員会に報告し、市いじめ問題対策委員会との連携を図る。また、いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、警察への相談・通報を行う。

(1) 重大事態の意味(いじめ防止対策推進法第28条から)

- ① いじめにより、当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間(30日間を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(2) 重大事態の対応

「重大事態」を全教職員が理解し、以下のとおり、対応にあたる。

① 調査を行う組織

調査にあたっては、公平性、中立性確保の観点から、いじめ問題対策委員会を母体として当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者の参加を図る。

② 調査の実施

事実関係を明確にするために、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、教職員がどのように対応したか、などの事実関係を可能な限り網羅的に調査する。その際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

③ 調査結果の提供及び報告

調査で得た情報は、児童及びその保護者に適切に提供する。また、市教育委員会を通して市長に報告する。

## 6 インターネットを通じて行われるいじめ対策

児童のインターネット上でのいじめを防止するために、対策として以下の取組をする。

- (1) 教職員は、ネットトラブル等を題材として、学級活動における指導を行う。
- (2) 児童のインターネット利用に関する理解を深めるとともに、ネットトラブル等の危険性について意識啓発を図るため、警察職員、電気通信事業者等による講演会を実施する。
- (3) フィルタリングの必要性やネットトラブル等に関する保護者の意識啓発を積極的に行うため、機会を捉えて意識啓発を図る。
- (4) P T Aや保護者会が主体となってネットトラブル等の防止のための取組を行う場合は、学校も協力し、取組の支援を行う。